

# 2025年度民法・解答例

## 第1 設問1

1 Cが乙債権を差し押されたことにより、同債権を取り立てる、という主張をする。

2 これに対して、Bは乙債権はDに帰属すると反論する。

まず、AがDに乙債権を譲渡しており、賃料がいまだ発生していない将来債権であるが、譲渡は有効か。

(1) 将来債権譲渡（民法（以下、法令名省略）466条の6第1項）は、債権譲渡の内容が特定され、公序良俗に反しないことが必要であると解する。特定がない場合、公序良俗に反する特段の事情がある場合は無効となる。

(2) 本問では、Dに売却された乙債権は「令和6年3月分から令和12年5月分まで」とされており、内容は特定されている。

確かに、AはDに差押えの恐れがあることを説明し、差押えを免れる目的で債権譲渡をしている。A D間ではBから支払われる賃料について3割がDの取り分として、残りの7割についてはAに売買代金として支払う旨の合意も公序良俗に反する事情の一つとなり得る。しかし、債権譲渡の売買代金をいつ支払うか、いくらに設定するかについては、特段の規制はなく、公序良俗に反するとまではいえない。

(3) したがって、譲渡は有効であり、乙債権はDに帰属する。

3 これに対し、Cは、差押命令がBのもとに送達されているためかかる差押えをBに対抗できるとも主張する。

したがって、差押債権者と債権譲渡の譲受人のどちらが優先するかが問題となる。

(1) 第三債務者の二重弁済の危険を回避するため、どちらが優先するかについては、差押命令の第三債務者への送達と、債権譲渡の第三者対抗要件（467条2項）の具備の先後によって決すると解する。

(2) 本問では、差押命令がBに送達されたのは令和6年2月10日であり、債権譲渡の確定日付の証書によるAからBへの通知の到着が令和6年2月8日であるから、債権譲渡の譲受人であるDがCに優先するといえる。

4 上記結論に対して、乙債権の譲渡が詐害行為取消し（424条1項）の要

件を満たし、債権譲渡は取り消されるから、なお、Cは差押えを対抗できると主張する。

債権譲渡は詐害行為取消しの要件を満たすか。

(1) 本問においては、相当対価での財産処分とはいえず、424条の2の問題ではない。Aに7割を譲渡代金として支払い、Dが3割を取得、という内容の契約が、廉価での債権譲渡であり、424条1項の問題である。たしかに、債権譲渡の際、債権の代金をいかに設定するかについては当事者の自由であり、一般的には、譲渡人は、貸し倒れのリスク回避、債権の現金化といったメリットがあるため、債権額よりも割り引いた額を代金とすることが多い。ところが、本問では、上記メリットを譲渡人たるAが享受できるとはいせず、相当対価での譲渡とは評価し得ないからである。

(2) 無資力要件については、債権譲渡の時点ですでに甲建物とその敷地についてEによる抵当権が付着しており、満たされる。

(3) 詐害性については客観、主観を相関的に判断して行う。

本問では、上記のとおり廉価での債権譲渡であり、さらに、Aには差押えを免れる目的があることから、詐害性は肯定される。

(4) Dは譲渡の際にAから差押えを免れる目的を聞かされているのであるから、悪意である。

(5) よって、債権譲渡は詐害行為として取り消され、Cは差押えを対抗できる。

5 以上により、Cの差押えの対抗が認められ、Bは支払拒絶できない。

## 第2 設問2

1 Cが乙債権を差し押さえたことにより、同債権を取り立てる、という主張をする。

2 これに対し、Bは、令和2年6月1日に甲建物の引渡しを受けており、借地借家法10条による、賃借権の対抗要件を具備しており、さらに、甲建物のAからBによる譲渡で、賃貸人の地位がAからBに承継される（605条の2第1項）ため、本権賃借契約自体が当然に消滅するから乙債権も発生しない、と反論する。

3 Cは再反論として、以下の2つを主張する。

(1) 乙債権が発生しないという B の主張は信義則に反する。

信義則違反になるかについては、社会通念上、当事者の信頼関係を著しく破壊するものであるか否かを、行為の外形、当事者の主觀等から総合的に判断する。

本問においては、A は他の目的がなく、専ら C の差押えを妨害する目的のみで甲建物を譲渡している。以上は信頼関係を著しく破壊するものといえ、信義則違反といえる。

よって、C の再反論は認められ、乙債権が発生しないという B の主張は認められないため、C の差押えの対抗が認められ、B は支払拒絶できない。

(2) (1)とは別に、B の 2 で述べた反論を否定するために、甲建物の A から B への譲渡が、424条の2の詐害行為に該当し、取り消されるという再反論をする。

甲建物は相当対価での譲渡のため、原則としては詐害行為には該当しないものの、424条の2の各号の要件をすべて満たした場合にのみ、例外的に詐害行為となる（424条の2本文参照）。

ア 1号の「隠匿等の処分」をする「おそれ」の程度としては「現に」つまり、具体的な危険性が認められる程度でなければならない。

イ A は相当対価の金銭を受領しており、具体的な危険性は認められる。

ウ 2号の「隠匿等の処分をする意思」とは、当該行為が責任財産を減少させる効果を有することの認識（一般的な詐害意思）に加え、処分の対価等を隠匿するなどとして債権者の権利行使を妨げる意思のあることをいう。

エ A の行為は、C の差押えによる取立ての回避目的であるから、2号の要件を満たす。

オ 3号は受益者の悪意を規定したものであるが、B がイ記載の A の意思を知っていれば、この要件を満たす。

カ よって、オ記載の B の悪意の要件が満たされれば、詐害行為取消しができ、C の差押えの対抗が認められ、B は支払拒絶できない。

第3 設問3

1 Cが乙債権を差し押さえたことにより、同債権を取り立てる、という主張をする。

2 これに対し、Bは乙債権と丙債権が相殺されたので、Cへの支払を拒絶すると反論する。この反論は認められるか。

(1) A B Fの三者間でする、相殺、いわゆる三角相殺は有効か。

契約自由の原則からこのような合意による契約も有効であると解するが、第三者へ対抗できるかは、第三者の利益を不当に害するおそれがあるため、別途考慮が必要である。

(2) ここで、三者間合意の条件に該当する部分、すなわち、「AがBに対して有する乙債権が差し押さえられるなどした場合」の事情が発生した場合には、丙債権がFからBに譲渡されると考えれば、通常の二者間の相殺の問題に帰着できる。

すると、優劣は、第1で述べたように、差押命令の第三債務者への送達と、債権譲渡の第三者対抗要件（467条2項）の具備の先後によって決すると解する。

(3) 本問では差押命令のBへの到達が2月10日、債権譲渡の通知ではないが、これと同視できる、相殺の意思表示の通知の到達が2月12日のため、差押えが優先される。

(4) たしかに、こう考えると、Cの差押えによる取立てが否定される場面が原則ないが、実際上の理由としても、「平時」ではなく、「有事」にのみ、三角相殺をなすのは、第三者の利益を害する可能性が高いため、抑制的であるべきであるし、通常の相殺と異なり、相殺の期待権をより保護すべき場面でもないからということが挙げられる。

(5) 以上により、Bの反論は認められず、支払拒絶は認められない。

以上